



平成 29 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 **株式会社 MORESCO**  
代表者名 代表取締役社長 赤 田 民 生  
(コード番号 5018 東証第一部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員  
経営企画部長 宮川 弘和  
TEL 078 - 303 - 9058

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という)の導入に関する議案を、平成 29 年 5 月 30 日開催予定の第 59 期定時株主総会(以下「本株主総会」という)に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件と致します。

なお、昭和61年5月20日開催の第28期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額1億8,000万円以内とご承認を頂いておりますが、本株主総会では、当該既存の当社の取締役の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額5,000万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が対象取締役に対して新たに発行または処分する普通株式の総数は、年40,000株以内(※)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において取締役会において決定される金額とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と当該普通株式の発行または処分を受ける予定の対象取締役との間において、①対象取締役は、一定期間、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件といたします。対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がみずほ証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により新たに発行または処分することを今後検討していきます。

(※)ただし、当社が普通株式について、本株主総会の決議の日以降を効力発生日とする株式分割・株式併合等を行う場合には、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、発行または処分される当社の普通株式の総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整するものとします。

以 上